

長建築 第 149 号
平成 25 年 11 月 25 日

(社)長崎県建設業協会
会長 谷村 隆三様

長崎市建築部建築課長



建築工事等の設計単価決定方法の見直しについて（お知らせ）

日頃より長崎市の公共工事の円滑な推進に、格別のご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、建設産業においては、下請け企業を含め社会保険等への加入を促進し、職場環境の向上を図る必要があることから、国土交通省及び長崎県建築課では事業者が負担すべき法定福利費相当額を、予定価格に適切に反映できるよう積算基準等の見直しを行っております。

そこで、長崎市におきましても、つぎのとおり建築工事等の設計単価の決定方法の見直しを行いましたのでお知らせします。

つきましては、この措置の趣旨をご理解の上、専門工事業者等への法定福利費相当額を含めた適切な支払いを行っていただきますようお願いいたします。

また、見積の際は法定福利費を内訳明示した見積書を提出していただきますよう重ねてお願いいたします。

1 対象工事

建築工事（関連する専門工事を含む）、電気設備工事及び機械設備工事を対象とする。

2 設計単価の決定方法

1) 市場単価による場合

当面の間、法定福利費に相当する額を補正した単価とする。

2) 標準歩掛等による複合単価による場合

当面の間、法定福利費に相当する額を補正した単価とする。

（歩掛の「その他」の率の上限値を採用した単価）

3) 物価資料等の刊行物の掲載価格による場合

物価資料に掲載されている実勢価格の平均値を採用する。

4) 専門工事業者の見積価格等による場合

法定福利費及び諸経費を含むことを明確に記載した見積書を徴取する。

3 適用日

平成 25 年 11 月 21 日以降に起工するものに適用する。

担当

長崎市建築課 神崎
連絡先 829-1186